

◎新潟県告示第349号

新潟県広報広聴規程（平成2年6月新潟県告示第1654号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第5条、第7条関係）		別表（第5条、第7条関係）	
部 局	職	部 局	職
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>産業労働部</u>	(略)	<u>産業労働観光部</u>	(略)
<u>観光局</u>	<u>観光企画課企画主幹</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)